

愛ちゃん と 希望くん



©中央共同募金会

やわたはま

社協だより

85

令和2年5月1日

《発行》社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健福祉総合センター2階 TEL 23-2940 FAX 23-0506

ホームページは [八幡浜市社協](#) まで

♪はじめよう 介護予防は 自分のため♪ 音楽に合わせて参加者全員で体操

令和2年2月19日（水）、市民スポーツセンターサブアリーナにて、ふれあい・いきいきサロンお世話人研修会を開催しました。はつらつ介護予防体操で体を動かし、口腔ケアについて学んだ後、道休明美氏を講師に迎え童謡を歌いました。童謡の四方山話（よもやまばなし）もお話いただき、楽しいひと時となりました。



お問い合わせ先
八幡浜市社会福祉協議会（以下、八幡浜市社協）
☎0894・23・2940

期間	応募	助成	助成	助成	助成
令和2年 5月1日（金）～5月29日（金）	上限3万円	住民福祉の向上に寄与し、募金者に理解してもらえる事業	八幡浜市内に活動拠点があり、住民福祉向上のために活動する団体	八幡浜市共同募金委員会	

HP:<http://www.yawatahamashi-syakyjo.jp>

期間	応募	助成	助成	助成	助成
令和2年 4月6日（月）～5月15日（金）	1団体30万円限度	実施しようとする活動・事業に係る経費の3/4以内とし、	児童、障がい者、高齢者などへの身近な福祉サービス・支援活動事業費	福祉または福祉に関連する保健、医療、教育の分野において活動するボランティアグループ・団体、NPO	愛媛県共同募金会

HP : <http://www.akaihane-ehime.or.jp>

赤い羽根共同募金
助成金希望団体を募集！



今年も開講！勉強したい方、「自分にできること」をお探しの方、誰でも歓迎！ ボランティア養成講座 受講者募集！

手話奉仕員養成講座

■日 時／令和2年6月3日(水)～令和3年2月10日(水)
19時30分～21時(全35回)

■場 所／八幡浜市保健福祉総合センター2階
シルバーボランティアルーム

■内 容／手話について勉強するのはもちろん、聴覚障がいや聴覚障がい者の生活についても学べます。入門編(講座1～17)と基礎編(講座18～35)の2部構成。どちらか一方の受講も受付します。

■参加対象／市内に在住・在勤の方で、ボランティアに興味のある方

■定 員／20名程度

■受講料等／テキスト代3240円(税込)

■講 師／愛媛県聴覚言語専門指導員

八幡浜市役所設置通訳者 岡野由季枝氏
八幡浜市聴覚障害者協会 藤高 清美氏
伊藤 佳子氏

「おはよう、今日は天気がいいね」「八幡浜ちゃんぽんおいしいね」など、手話で簡単な会話ができるようになりませんか？
まずは、いろいろな手話を知ることが出来る講座へどうぞ！



点訳ボランティア養成講座

■日 時／令和2年6月21日(日)～8月30日(日)
13時30分～15時30分(全10回)

■場 所／八幡浜市保健福祉総合センター2階
シルバーボランティアルーム

■内 容／点訳は、書籍や広報の点訳を行い、指で読める本(点訳図書等)を作り、視覚障害者のある方にお届けする活動です。点字の基礎から、パソコン点訳まで学びます。

■参加対象／市内に在住・在勤の方で、ボランティアに興味のある方

■定 員／20名程度

■受講料等／無料

■講 師／点訳サークル 竹の子会 山越 義晴氏

■協 力／点訳サークル 竹の子会

点訳って難しいと思われがちですが、点訳を学んでいると日本語の新たな発見もあり、楽しみながら活動しています。
皆で一緒に学んでみませんか？



お申し込み
お問合せ先

開催要綱や詳しい日程の書類をご希望の方も、お気軽にお問合せ下さい。
八幡浜市社協 TEL 23-2940 / FAX 23-0506

『食』を通じた支援を考える

in千丈

令和2年2月14日(金)、千丈地区公民館にて、第二層協議体千丈地区の今年度2回目の会議が開催されました。今回は、愛南町で地域食堂を展開している『やまびこ会』の山本信江氏、愛南町社協の生活支援コーディネーターの宮崎早苗氏を講師に招き、子ども食堂・地域食堂について考えました。千丈地区の住民だけでなく、子育てサロンのお世話人や市内で地域食堂を展開している方や関心を寄せている方等にも案内し、約50名が参加しました。



気になること・できそうなことを話す

講義では『やまびこ会』が活動に至るまでに重ねてきた話し合いの過程から、現在の活動までをお話いただきました。集まる機会と場所の大切さや、ボランティア活動を行う上での想い等を学びました。

その後、第二層協議体メンバーは、今地域で気になっていることや、今後してみたい取り組み等を地区ごとにグループに分かれ、話し合いました。川之内地区のお祭りに参画する形で企画するサロン交流会の取り組みや、今年

こそは粗大ゴミの回収を計画したい、旧長谷小学校が宿泊施設として活用されていること、河川に葦がはびこりゴミが溜まっていること等が話題に上がりました。最後に、愛媛大学の前田眞教授により、総括をいただきました。令和2年度以降、地区ごとにできることから取り組みながら、子ども食堂・地域食堂についても、検討をしていくことを確認しました。

八幡浜市権利擁護センター研修会 「いつまでも幸せに生きる 〜成年後見制度を通じて〜」

〜成年後見制度を通じて〜

令和2年2月15日(土)八幡浜商工会館3階研修室にて、八幡浜市権利擁護センター研修会「いつまでも幸せに生きる〜成年後見制度を通じて〜」を開催しました。当日は約30名の方が受講しました。

一般社団法人エンディングパートナー・弁護士 池本真彦氏からは「成年後見制度の理解」と題して、判断能力が不十分となった方の財産や権利を守る成年後見制度について、制度の基本的な内容や、後見人の業務内容などを詳しく学びました。

オフィスゆう代表・社会福祉士 日吉祐一氏からは「いつまでも幸せに生きる〜社会福祉士の実践から〜」と題して、実際に従事している後見人業務を通して、判断能力が低下してもご本人がその人らしく暮らしていける支援の実践について学びました。

後見支援員 中川豊香氏からは「後見支援員の活動報告」を行いました。後見支援員は、研修を終えた市民の方々に担っていただき、市社協が行う後

見業務のうち、生活費のお届け、医療費等の支払い、利用者との面談を行っています。市民の視点で、ご本人が地域でより良く暮らすための関わりを実践しています。中川氏は「支援員の仕事は、最初は難しそうだと思っただけ、実践してみないと分からないし、利用者さんと出会って多くの事を学ばせてもらったと思います」と受講生に語りかけました。



自身の経験や想いを語る中川支援員

令和2年度 八幡浜市社協 事業計画 (一部抜粋)

平成は介護保険議論から始まり、生活困窮者自立支援制度等に至る福祉改革の30年でした。平成から令和へ改元。この間の福祉改革をいかに総括し、次の時代にどう引き継ぐかという重要な節目を迎えています。令和の「地域共生社会」をどのように築くかという、他分野の専門職や住民等の多様な主体がつながることの可能性を追求すること。新たな事業展開は新たな協働のパートナーとその専門性に依拠し、新たな協働は地域の支え合いの幅を広げることにもつながります。(中略)多様な人と働き方で「魅力ある職場づくり」に取り組んでいきます。



令和元年度 八幡浜市社会福祉大会



喜須来地区『いきいき喫茶』



フードドライブで集まった食品

A. 法人経営の基盤整備の推進

- 組織運営のための経営体制整備と基盤強化
 - 理事会・評議員会・監事会開催
 - 評議員選任・解任委員会の開催
 - 地区社協組織の充実と活動支援
- 財政基盤の強化
 - 自主財源の確保と適正な運営
 - 財務の適正化と事務の合理化
- 情報公開と広報活動
 - 八幡浜市社会福祉大会の開催
 - 法人情報の公表・事業運営の透明性の向上
 - 情報活動の促進
- 職員の研修・資質の向上
- 苦情解決相談機能の推進

B. 地域福祉活動の推進

- 地域福祉活動の推進・強化
- ボランティア活動の推進
- 共同募金運動の推進協力
- 子どもと保護者に関する福祉及びひとり親世帯への福祉の推進
- 制服バンクの運営
- 障がい者(児)福祉の推進
- 生活支援体制整備事業の推進
- 八幡浜市地域支え合いセンター事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業「健康クラブ」
- 通所型サービスマ事業
- 社会福祉関係機関・団体との連携強化

C. 権利擁護の推進

- 八幡浜市権利擁護センター事業
- 生活支援・相談活動の充実
- フードバンクの運営
- お金の困りごと相談
- 八幡浜市生活困窮者自立支援事業
 - 主任相談支援員・相談支援員・就労支援員・家計改善支援員の配置
 - 当事者活動の機会と場をつくる支援
 - 歳末たすけあい義援金配分との連携





デイサービスの1コマ



- 介護保険事業
- 障がい福祉サービス事業
- 介護予防・生活支援サービス事業
- その他市受託事業
- 福祉用具貸出し事業

- ① 指定居宅介護支援事業所
- ② 社協ヘルパーステーション八幡浜
- ③ 社協ヘルパーステーション保内
- ④ 保内町デイサービスセンター

D. 在宅福祉サービスの推進



湯島の里 運動会『ベンチサッカー』



あけぼの荘 敷地内の畑づくり

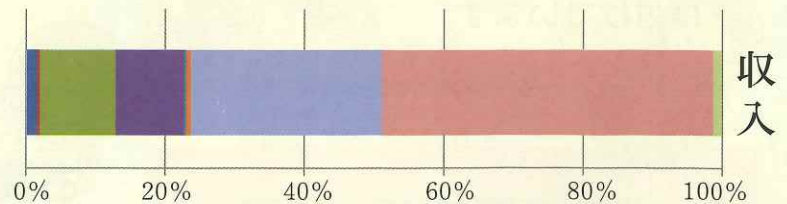
- 養護老人ホームの管理・経営
(あけぼの荘・湯島の里)
- 入所者の処遇の配慮
- 職員の資質向上
- 防災対策
- 社会(地域)貢献

E. 施設サービスの推進 (養護老人ホーム)

令和2年度 八幡浜市社協 当初予算

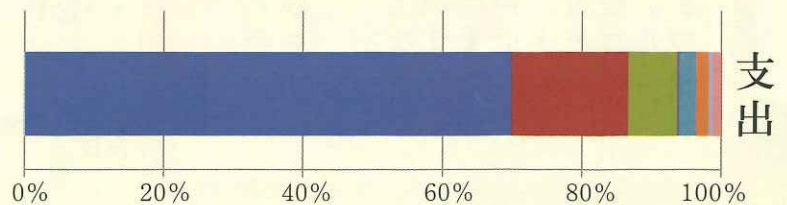
■ 会費	7,000,000円
■ 寄付金	2,000,000円
■ 経営経費補助金	51,165,000円
■ 受託金	46,034,000円
■ 貸付事業	1,200,000円
■ 事業	3,053,000円
■ 介護保険事業	128,558,000円
■ 老人福祉事業	221,719,000円
■ 障害福祉サービス等事業	5,925,000円
■ 受取利息配当金	52,000円
■ その他	325,000円

収入合計 467,031,000円



■ 人件費	343,902,000円
■ 事業費	81,140,000円
■ 事務費	34,763,000円
■ 貸付事業	1,200,000円
■ 共同募金配分金事業	11,540,000円
■ 助成金	8,020,000円
■ 固定資産取得	2,326,000円
■ 積立資金	6,815,000円

支出合計 489,706,000円



》 ひとりで悩んでいませんか？

八幡浜市社協では、生活に不安を抱え、困っている当事者、ご家族、関係者等への各種相談窓口を設置しています。相談は無料です。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

権利擁護センター事業

判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して暮らすために、成年後見制度に関する相談をはじめ、あらゆる相談を受け付けています。



生活困窮者自立相談支援事業

生活のこと、家計のこと、仕事のことなどで困っている、悩んでいる方々の様々なご相談を受け付けています。



生活福祉資金貸付事業 小口資金貸付事業

失業、離職、疾病等による一時的な生活費、就労・就学（教育）にかかる費用などの生活資金の貸付についてご相談を受け付けています。



心配ごと相談

民生児童委員による一般相談、司法書士による相続相談、弁護士による法律相談があります。誰にも言えない不安や悩みなどをお聞きします。

※相談日が決まっています。
詳細は、お問い合わせください。

お金の困りごと相談

弁護士と自立相談支援員によるお金の相談会を実施しています。借金、自己破産、金銭トラブルなど人に言えない「お金の困りごと」を相談できます。

※相談日が決まっています。
詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ

八幡浜市社協

月～金曜日（祝日・年末年始除く）

8時30分～17時30分

TEL：23-2940 FAX：23-0506

Mail：info@yawatahamashi-syakyo.jp



住まいに困っていませんか？

八幡浜市住居確保給付金

ご案内

このとりくみは、離職や自営業の廃業などの事由により、家賃の支払いが難しくなり、住宅を失った方、または失う可能性がある方に対し、家賃相当分の給付金を支給するものです。

- ✓ 仕事を失い、家賃の支払いが心配
- ✓ 離職後の生活を安心して立て直したい



申請のチェック!

- 65歳未満である
- 離職もしくは自営業の廃業から2年以内である
- ハローワークに求職の申込みをしている



原則3カ月の期間において、収入の状況に応じ、家賃の支払いに必要な不足金額を支給いたします。

※支給には要件及び基準額などがございます。詳細は、お問い合わせください。



まずは、八幡浜市社会福祉協議会へご相談ください。

八幡浜市社会福祉協議会では、生活、家計、仕事に関する困り事の相談を受け付けております。



八幡浜市社会福祉協議会 地域福祉課

〒796-0010 八幡浜市松柏乙 1101 番地
八幡浜市保健福祉総合センター2階
TEL : 0894-23-2940
FAX : 0894-23-0506
MAIL : info@yawatahamashi-syakyo.jp

第33回 福祉のつどい 開催中止のお知らせ

例年開催している本イベントは、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、中止とすることといたしました。何とぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の生活を支援するため、生活福祉資金制度の特例貸付がスタートしました。

緊急小口資金

◆貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯。
※ただし、生活保護世帯は対象となりません。

◆貸付限度額

10万円または20万円
※20万円の場合は、別途要件があります。

◆貸付方法

- ①据置期間(返済猶予期間)：1年以内
- ②償還期限(返済期間)：据置期間経過後2年以内
- ③貸付利子：無利子
※ただし償還期限後は延滞利子 年3.0%
- ④連帯保証人：不要

◆申し込み方法

八幡浜市社協へご相談の上、必要書類のやり取り等を行います。

◆申請に必要な書類

本人確認書類、住民票(謄本)、貸付金を振込みする預金通帳、新型コロナウイルス感染症の影響で減収や離職等が確認できるもの、実印、印鑑登録証明書、口座振替により返済に使用する預金通帳・銀行印、その他社協が指定する書類(申込時にお伝えします)

令和2年4月13日時点で
12件の貸付実績あり

総合支援資金

◆貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。(※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件です。)

◆貸付限度額

- ※原則として3か月以内
- ・単身世帯：月15万円以内
 - ・複数世帯：月20万円以内

◆貸付方法

- ①据置期間(返済猶予期間)：貸付最終月より1年以内
- ②償還期限(返済期間)：据置期間経過後10年以内
- ③貸付利子：無利子
※ただし償還期限後は延滞利子 年3.0%
- ④連帯保証人：不要

◆申し込み方法

八幡浜市社協へご相談の上、必要書類のやり取り等を行います。

◆申請に必要な書類

本人確認書類、住民票(謄本)、預金通帳(申込当日までの記帳済みのもの)、新型コロナウイルス感染症の影響で減収や離職等が確認できるもの、その他社協が指定する書類(申込時にお伝えします)

◆貸付決定後に必要な書類等

実印、印鑑登録証明書、口座振替により返済に使用する預金通帳、銀行印

ご相談・お問合せは八幡浜市社協 ☎23-2940まで